



一関出張所の取り組み紹介

～堤防除草で発生する刈草を無償で提供しています～

岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約180万㎡になります。堤防除草は年2回実施し堤防に変状がないかなどを確認しています。例年、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

その際の除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供しており、好評をいただいております。



今年度1回目の刈草提供実績

場所	提供数量
第1小堤	約500ロール
第2小堤	約1,500ロール



刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO2の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

今年2回目の草刈提供は現在受け付けておりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。また次回は、5月～6月の堤防除草の時期に岩手河川国道事務所ホームページでお知らせする予定です。チェックしてみてください！

問い合わせ先：一関出張所 ☎電話番号 0191-23-2435



編集後記

夕方の空を見ていると、「もう秋の雲だね☁️」と言われ、夏の終わりを感じさせられました。暑い季節が終わるのは寂しいけれど、果物の美味しい季節が待ち遠しいです☺️ (ま)